

関西電力株式会社
美浜発電所
平成29年度(第2回)保安検査報告書

平成29年11月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 美浜発電所の設備及び運転概要	2
3. 保安検査内容	3
4. 保安検査結果	3
(1) 総合評価	3
(2) 検査結果	5
(3) 違反事項	10
5. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添参照)

自 平成29年8月28日(月)

至 平成29年9月13日(水)

(2) 保安検査実施者

美浜原子力規制事務所

館内 政昭

渋谷 徹

堀江 良徳

小野 達也

原子力規制部 実用炉監視部門

野澤 俊也

2. 美浜発電所の設備及び運転概要

(1) 1、2号機

号機	出力 (万kW)	運転開始年月等	廃止措置の状況
1号機	34.0	運転開始： 昭和45年11月 運転終了： 平成29年4月 (運転停止： 平成22年11月)	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年4月19日～平成33年度(予定) 核燃料物質の貯蔵 ① 新燃料貯蔵設備 ・新燃料 28体 ② 使用済燃料貯蔵設備 ・新燃料 32体 ・使用済燃料 231体
2号機	50.0	運転開始： 昭和47年7月 運転終了： 平成29年4月 (運転停止： 平成23年12月)	廃止措置中(第1段階:解体準備期間) 平成29年4月19日～平成33年度(予定) 核燃料物質の貯蔵 ① 新燃料貯蔵設備 ・新燃料 48体 ② 使用済燃料貯蔵設備 ・使用済燃料 510体

(2) 3号機

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から現在までの運転状況
3号機	82.6	昭和51年12月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年5月14日～) 施設定期検査期間 (平成23年5月14日～)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

(1)－1 美浜発電所共通事項

- ① 保安教育の実施状況
- ② 力量管理の実施状況
- ③ 土木建築工事グループの業務の実施状況
- ④ 地震・火災等発生時の措置の実施状況(抜き打ち検査)

(1)－2 美浜発電所1、2号機(廃止措置中)

- 廃止措置工事の計画及び実施の状況

(1)－3 美浜発電所3号機

- 特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、美浜発電所共通事項として「保安教育の実施状況」「力量管理の実施状況」「土木建築工事グループの業務の実施状況」「地震・火災等発生時の措置の実施状況(抜き打ち検査)」、1、2号機(廃止措置中)として「廃止措置工事の計画及び実施の状況」、3号機として「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「保安教育の実施状況」については「教育・訓練要綱」に基づき、年度毎の保安教育実施計画を作成し、保安教育が実施されていることを「保安教育実施計画／実績表」等の記録により確認した。また、保安教育内容の見直しが年1回の頻度で行われていること、1号機及び2号機の廃止措置の実施に係る保安規定の変更に伴い、廃止措置に係る保安教育が追加されていることを「保安教育内容(教材)確認表」等の記録により確認した。

「力量管理の実施状況」については「教育・訓練要綱」により、職位に応じて必要な力量を明確にし、各要員の知識・経験等を総括的に判断し力量を評価していること、また、同評価の結果を踏まえ、要員の育成目標等を定めた職場内研修等の品質教育計画を作成していることを「個人別育成計画書兼実績報告書」等の記録により確認した。

「土木建築工事グループの業務の実施状況」については、発電所長が業務決定文書により同グループ課長の業務を付与し、具体的な工事の指定については調達文書のりん議決裁をもって所長の指示としていることを確認した。同グループの業務については「美浜発電所土木建築業務所則」に定めていること、業務を実施するにあたっては、各工事等に対し、グループ員の業務分担を定め実施していることを「土木建築工事グループ業務分担表」の記録により確認した。

「地震・火災等発生時の措置の実施状況」については、震度5弱以上の地震が観測された場合の原子炉施設の点検、火災の有無の確認及び所長等への報告を「非常災害対策所達」に定めていること、また、消防機関との専用回線を使用したPHSを中央制御室に設置し、初期消火活動を行う要員を常時確保していることを委託消防隊詰所の現場等において確認した。化学消防自動車等、初期消火活動に必要な資機材については、適切に管理され所定の能力を確保していること、総合的な発電所の訓練については、年1回実施し、その結果を体制面等から評価していることを「消防資機材点検結果報告書」等の記録により確認した。

「廃止措置工事の計画及び実施の状況」については、原子力事業本部が作成した実施方針に基づき、具体的な実施工程、業務分担等を作成していること、調達管理については「原子力部門における調達管理要綱」に基づき実施されていること、工事管理については、現場工事管理等が業務分担に従い実施されていることを「美浜1、2号機 廃止措置の系統除染工事に係る実施工程について」等の記録により確認した。また、工事の実施にあたっては、除染装置からの漏えい等のリスクを検討し、漏えい防止等の対策を講じていることを「美浜1号機 系統除染実施に伴うリスクレビュー会議結果について」等の記録により確認した。

「特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況」については、長期停止期間中の設備の健全性を確認するため、充てん／高圧注入ポンプ等の起動試験を実施し、健全性を確認していること、系統や機器の長期的な劣化抑制のための保管対策については、長期停止の保管対策機器が適切に管理されていることを「3号機 長期停止期間中における定期運転等計画兼実績表」等の記録により確認した。また、追加点検の実施例として、海水ポンプ等の6機器を任意に抽出し、定められた保全方法に従い、計画通り実施されていることを「工事報告書」等の記録により確認した。

保安検査実施期間中の日々の廃止措置及び運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機Aディーゼル発電機負荷試験)への立会い等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

1) - 1 美浜発電所共通事項

① 保安教育の実施状況

前回の保安検査における確認から約2年余りが経過しており、定期的実施状況を確認するため、所員への保安教育が適切に計画、実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、平成28年度及び平成29年度の保安教育実施計画については「教育・訓練要綱」に基づき、所長室長が、保安規定に定める実施方針に従い教育実施箇所の各課(室)長が作成した年度毎の保安教育実施計画を集約し、原子炉主任技術者、廃止措置主任者の確認及び所長の承認を得て策定していることを「保安教育実施計画／実績表(平成28年度及び平成29年度)」「保安教育実施計画の策定について(平成28年度及び平成29年度)」の記録により確認した。

また、所長室長は、保安教育実施計画の策定にあたり、原子力発電安全運営委員会の確認を得ていることを「原子力発電安全運営委員会議事録(第845回及び第851回)」の記録により確認した。

保安教育の実施結果については「教育・訓練要綱」に基づき、所長室長が教育実施箇所の各課(室)長から報告された教育実績を年度毎に取りまとめ、原子炉主任技術者及び所長に報告していることを「保安教育実施結果(受講実績)報告書」「平成28年度保安教育実施計画／実績表」等の記録により確認した。

保安教育の評価及び有効性の確認については「教育・訓練要綱」に基づき、教育実施箇所の各課(室)長が教育実施毎の理解度確認テスト、口頭確認等により評価を行い、保安教育実施結果の有効性を確認していることを「保安教育実施結果(受講実績)報告書」等の記録により確認した。

保安教育の受講履歴については「教育・訓練要綱」に基づき、各課(室)長が「個人別業務経験把握表」により所属員の受講履歴管理を行っていることを、同記録表により確認した。

1号機及び2号機の廃止措置の実施に係る保安規定の変更(平成29年4月)に伴い、廃止措置に係る保安教育が追加されていることを「教育・訓練要綱の一部改正(第42次改正)」「入所時教育テキスト」により確認した。

保安教育内容(教材)の見直しについては「教育・訓練要綱」に基づき、法令改正時等の必要時の他、所長室長からの年1回の見直し依頼により、教材作成箇所の課(室)長が実施していることを「保安教育内容(教材)確認表」の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 力量管理の実施状況

前回の保安検査における確認から約2年余りが経過しており、定期的の実施状況を確認するため、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にし、その力量の維持・管理が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、必要な力量については「教育・訓練要綱」により、職位(室長・課長を超える職位、室長・課長・係長・主任、班長以下の担当者等)に応じて明確にされていることを確認した。また、班長以下の担当者については、各課(室)長が同要綱に定める力量設定表の中からプラント設備の違い、設備所管箇所の違い等を考慮し必要な項目を選択していることを「力量管理表」等の記録により確認した。

発電所長の力量については「教育・訓練要綱」に基づき、原子力事業本部長が評価していることを「管理責任者以外の力量確認結果(事業本部分)」の記録により、副所長、運営統括長等の力量については、発電所長が評価し、原子力事業本部長に報告していることを「管理責任者以外の力量確認結果」「同結果の報告について」の記録により確認した。

各課(室)長の力量については「教育・訓練要綱」に基づき、副所長または運営統括長等が評価し、所長が承認していることを「力量管理表(主任以上)」の記録により、各要員の力量については、各課(室)長が職務歴、教育受講歴及び社外資格等を把握し、育成目標に対する結果等を基に、知識・技能・経験を総合的に判断し力量を評価していることを「個人別業務経験把握表」「個人別育成計画書兼実績報告書」の記録により確認した。

また、各課(室)長は、力量評価の結果を踏まえ、要員の力量維持、向上を図るため、育成目標(目標力量評価レベル)等を定めた品質教育計画(OJT、職場内研修、集合研修派遣計画等)を作成していることを「個人別育成計画書兼実績報告書」の記録により確認した。品質教育のうち職場内研修については、実施箇所の課長が、その結果の有効性を受講者へのアンケート等から評価していることを「職場内研修実施結果報告書」の記録により確認した。

発電室(当直)については「運転員教育訓練要綱指針」に基づき、各ポジション(監督者、原子炉制御、主機、補機等)に応じた知識、技能を定め、発電室ポジション認定審査委員会での知識、技能レベルの確認、面談を経て、所長が承認していることを「平成29年度 第4回 発電室ポジション認定審査委員会の結果報告について」「ポジション認定証書」の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③ 土木建築工事グループの業務の実施状況

平成29年6月の組織改編に伴い土木建築工事グループが新設されたことにより、保安規定が変更されたことから、本グループの業務が適切に管理された状態で行われている

ることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、土木建築工事グループ課長の業務については、発電所長が業務決定文書により、土木設備及び建築物の改造工事に関する管理・監督、廃止措置対応、新規規制基準対応等の業務を付与していること、具体的な工事の指定については調達文書のりん議決裁をもって所長の指示としていることを「副所長(土木建築)の業務付与、運営統括長の業務分担見直し及び土木建築工事グループ課長の業務付与等について」の記録により確認した。

土木建築工事グループの業務については「美浜発電所 土木建築業務所則」に定めていることを「美浜発電所 土木建築業務所則の一部改正について(第29次改正)」の記録により、また、土木建築工事グループ新設に伴い、その他必要な規定類が改正されていることを「美浜発電所 技術業務所則の一部改正について」等の記録により確認した。

土木建築工事グループ員に対する力量については「教育・訓練要綱」に基づき、課長が業務経験、教育実績等を総括的に判断し、力量区分を決定していることを「個人別育成計画兼実績報告書」「力量管理表」の記録により確認した。

また、業務を実施するにあたっては、3号防潮堤設置工事、海水ポンプ室耐震補強工事、燃料取替用水タンク他取替構台設置工事等に対し、グループ員の業務分担を定め実施していることを「土木建築工事グループ業務分担表」等の記録により確認した。

品質目標については、平成29年度美浜発電所品質目標を基に、土木建築工事グループの品質目標が設定され、活動内容等を定めていることを「平成29年度 土木建築工事グループ品質目標の設定について」の記録により確認した。

安全文化の醸成については「平成29年度 美浜発電所 安全文化醸成のための活動 年度計画」に基づき、活動計画を策定していることを「平成29年度 安全文化醸成活動における重点施策・改善活動(土木建築課・土木建築工事グループ)」の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

④ 地震・火災等発生時の措置の実施状況(抜き打ち検査)

保安規定第18条及び第152条の地震・火災等が発生した場合の措置の状況を確認するため、規定類の整備、初期消火活動のための体制整備、必要な資機材の整備及び訓練等が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、地震発生時の対応については、震度5弱以上または観測用地震計にて80gal以上を計測した場合、各課(室)長は原子炉施設の点検および火災の有無の確認を行い、その結果を所長室課長が取りまとめ、所長、原子炉主任技術者及び廃止措置主任者に報告することを「美浜発電所 非常災害対策所達」に定めていることを確認した。

火災発生時、発電所から消防機関への通報については、一般回線により行うこととし

ているが、一般回線が混雑等により通報できない場合を考慮し、専用回線を使用したPHSを中央制御室に設置していることを同室の現場において確認した。

初期消火活動の体制については「美浜発電所 初期消火対応所則」に基づき、当直員3名、所長室員(休日・夜間は当直員)2名、委託消防隊5名の計10名を常時確保していることを「発電室勤務表」「消防係年間勤務予定表」等の記録により確認するとともに、中央制御室、委託消防隊詰所の現場において確認した。

委託消防隊の力量については、所長室長が公設消防出身者または委託者が認めた育成過程終了者等、初期消火要員に対する要求事項を「消防業務委託仕様書」により明確にし、委託先から提出される「消防業務に係る教育訓練力量評価一覧表」により確認していることを同記録により確認した。

化学消防自動車、泡消火薬剤及びその他初期消火活動に必要な資機材については「美浜発電所 初期消火対応所則」に定め管理していることを「消防用資機材一覧表」「消防資機材点検結果報告書」等の記録により確認するとともに、化学消防車庫、中央制御室等の現場において、適切に管理されていることを確認した。また、化学消防自動車が所定の放水能力を確保していることを「放水性能確認表」により確認した。

総合的な発電所の訓練については、年1回実施し、所長室長が「美浜発電所 初期消火対応所則」に基づき、その結果を体制面、運用面等から評価していることを「保安規定第18条に基づく総合訓練等の評価結果報告書(平成27年度及び28年度)」の記録により確認した。

原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法については、可燃物は金属製箱(ロッカー等)に保管するか防火シート等で延焼防止処置を行うこと等を「美浜発電所 恒常・仮置資機材に係る運用所則(廃止措置段階)」に定めていることを確認した。

平成28年10月に発生した「玄海原子力発電所における建設機械の火災」に対する水平展開については「原子力発電所請負工事一般仕様書に関する要綱指針」において、機器点検チェックシートを用いて適切な管理を行うことが規定されていることから、対策不要と判断していることを「予防処置カード」の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

1) - 2 美浜発電所1号機及び2号機(廃止措置中)

○ 廃止措置工事の計画及び実施の状況

1号機及び2号機においては、第1段階の解体準備期間として系統除染工事が計画、実施されていることから、本工事が保安規定第155条に基づき、必要なプロセス等が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、廃止措置工事の計画及び実施については「廃止措置管理業務要綱」等に定められ、具体的なプロセスは「原子力発電所 保守業務要綱」の第2編廃止措置段階編に新たに追加し、仕組みを構築していることを同要綱等により確認した。

工事計画については「原子力発電所 保守業務要綱」に基づき、原子力事業本部が

工事の期間、範囲及び内容等を定めた実施方針を作成し、発電所に具体的な実施計画の作成及び工事の実施を依頼していることを「美浜1、2号機 廃止措置の系統除染工事に係る基本方針について」「同工事に係る基本計画の通知について」の記録により確認した。発電所においては、原子力事業本部が作成した実施方針に基づき、実施工程、業務分担等を作成していることを「美浜1、2号機 廃止措置の系統除染工事に係る実施工程について」の記録により確認した。

設計計画については「原子力発電所保守業務要綱」に基づき、新たな設備を設置する工事または原設計を機能的、構造的に変更する工事でないため、付帯工事も含めて必要なプロセスの対象外であることを「美浜1、2号機 廃止措置の系統除染工事に係る基本方針について」の記録により確認した。

調達管理については「原子力部門における調達管理要綱」に基づき、取引先の経営状況、発注実績等の評価、登録が行われていることを「取引先の新規登録、登録取消及び再評価による取引継続の可否等の決定について」等の記録により確認した。

工事管理については、原子力事業本部からの依頼により、契約決定以降における事務処理、現場工事管理等が業務分担に従い実施されていることを「美浜1、2号機 系統除染工事の工事管理依頼について」等の記録により確認した。

工事を実施するにあたっては、除染装置、ホース固縛箇所等からの漏えい、廃樹脂移送時の線量当量率の上昇等のリスクを検討し、事故拡大及び漏えい防止、被ばく低減、事故防止の各対策を講じていることを「美浜1号機 系統除染実施に伴うリスクレビュー会議結果について」「美浜1号機 系統除染装置取り外しに伴うリスクレビュー会議結果について」及び「各作業計画書」の記録により確認した。

現在、1号機については復旧工事中であるが、3サイクルで当初予定の除染効果を得たことから、発電所からの除染結果の報告を受けて、原子力事業本部が系統除染終了の判断を行い、その旨を発電所に連絡していることを「美浜1号機 系統除染(3サイクル)の線量測定結果について」等の記録により確認した。

また、系統除染後の復旧管理状況については、放射線管理上の区域管理が適切に実施され、系統除染用の化学薬品(過マンガン酸カリウム等)が管理された状態で保管されていることを「美浜1、2号機 系統除染工事前危険物庫点検結果」の記録及び危険物屋内貯蔵所等の現場において確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

1)－3 美浜発電所3号機

○ 特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況

特別な保全計画に基づく保安活動について、施設の状態に応じた計画の策定(改訂を含む)及び実施が適切に行われていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、長期停止期間中の設備の健全性を確認するため「3号機プラント停止期間延長に伴う設備健全性維持について(19次改正)」に基づき、充てん/高圧注入

ポンプ、電動補助給水ポンプ等の起動試験を実施し、健全性を確認していることを「3号機 長期停止期間中における定期運転等計画兼実績表」等の記録により確認した。

前回保安検査(平成27年度第3回)での確認以降、保全方式、点検周期、定期試験(健全性確認)等の変更の有無について確認したところ、計器用空気圧縮機については、停止期間中の圧縮機内の結露水による吐出弁シート部の腐食対策のため、定期切り替えの頻度を2回/月から4回/月に変更し、適切に実施していることを「3号機 計器用空気圧縮機切替頻度変更等に伴う発電業務所則他の一部改正について」「3号機 長期停止期間中における定期運転等計画兼実績表」等の記録により確認した。

また、非常用ディーゼル発電機については、待機除外時間削減等の観点から、起動試験の見直しを図っていること、燃料取替用水ポンプについては、燃料取替用水タンク耐震化工事により同タンクが使用できないため、ターニングを追加していることを「3号機 非常用ディーゼル発電機定期試験頻度適正化他に伴う発電業務所則他一部改正について」「3号機 プラント停止期間延長に伴う設備健全性維持について(19次改正)」の記録により確認した。

継続的に実施している系統や機器の長期的な劣化抑制のための保管対策については、長期停止の保管対策機器が適切に管理されていることを「水質管理記録表」「2次系機器保管状況」「強制乾燥保管機器湿度推移表」等の記録により確認した。

また、追加点検の実施例として、重要度、使用条件等より、海水ポンプ、一次冷却水クーラ、計器用空気圧縮機等の6機器を任意に抽出し、定められた保全方法に従い、計画通り実施されていることを「保全指針」「点検計画表」「1次系一般弁他点検工事のうち2次系縦型ポンプ点検工事総括報告書」等の記録により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

2) 追加検査結果

なし

(3) 違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程(1/3)

月 日	号 機	8月28日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)	9月1日(金)	9月2日(土)	9月3日(日)
午前	(1,2号) (3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○土木建築工事グループの業務の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◇地震・火災発生時等の措置の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○保安教育の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○廃止措置工事の計画及び実施の状況【1,2号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◎特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況【3号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 	
午後	(1,2号) (3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○土木建築工事グループの業務の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ◇地震・火災発生時等の措置の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●原子炉施設の巡視 ○保安教育の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○廃止措置工事の計画及び実施の状況【1,2号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ◎特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況【3号】 		
勤務時間外		<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		
			<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 					

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(2/3)

月 日	号 機	9月4日(月)	9月5日(火)	9月6日(水)	9月7日(木)	9月8日(金)	9月9日(土)	9月10日(日)
午前	(1,2号) (3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○保安教育の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○力量管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●定例試験の立会 (3号機Aディーゼル発電機負荷試験) ◇地震・火災発生時等の措置の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○廃止措置工事の計画及び実施の状況【1,2号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○土木建築工事グループの業務の実施状況【共通】 		
午後	(1,2号) (3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○保安教育の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○力量管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●原子炉施設の巡視 ◇地震・火災発生時等の措置の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○廃止措置工事の計画及び実施の状況【1,2号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○土木建築工事グループの業務の実施状況【共通】 		
勤務 時間外		<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程(3/3)

月 日	号 機	9月11日(月)	9月12日(火)	9月13日(水)				
午前	(1,2号) (3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◎特別な保全計画に基づく保安活動の実施状況【3号】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ○力量管理の実施状況【共通】 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 				
午後	(1,2号) (3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力発電安全運営委員会立会い ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○保安教育の実施状況【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○力量管理の実施状況【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 				
勤務 時間外								

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等